

令和6年（行ニ）第42号 裁判官忌避申立て事件

（基本事件 令和6年（行ナ）第68号）

申立人 野川等 外4名

即時抗告申立書

2025年（令和7年）6月24日

最高裁判所第二小法廷 御中

申立人ら代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

掲記事件について、最高裁判所が令和7年6月18日になした決定に対して、即時抗告を申し立てる。

第1 原決定の表示

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ては理由がない。

第2 申立ての趣旨

(主位的申立て)

- 1 本件を原審に差し戻す。

(予備的申立て)

- 2 原決定を取り消す。
- 3 最高裁判所令和6年(行ナ)第68号について、裁判官岡正晶、裁判官安浪亮介、裁判官堺徹及び裁判官宮川美津子に対する忌避は理由がある。

との裁判を求める。

第3 申立ての理由

最高裁が対象事件を担当した裁判官に再審事件を担当させることは司法に対する信頼を著しく損なう。特に本件のように、対象事件において裁判所法や民事訴訟法の規定に反する判断を行ったことが明らかな裁判官らが再審事件及びその再審事件を担当して(令和5年(行ナ)第86号、令和6年(行ナ)第2号)、あるいは同種事件を担当して(令和7年(行ツ)第49号、令和7年(行ヒ)第56号)、自らの過ちを糊塗する判断を繰り返している場合に、当該裁判官らを再審の手續に関わらせつづければ、司法に対する信頼は瓦解する。

以下、詳述する。

1 形式面について

(1) 原決定の「理由」不明(憲法31条、32条、自由権規約14条1項違反)

原決定が申立てを「理由がない」とした理由は明らかではない。

したがって申立人らは、即時抗告申立てにあたり原決定に対する十分な反論を行う機会が与えられていない。

これでは民訴法25条5項が「除斥または忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。」としたことが無意味である。適正手続保障に欠け、申立人らの公正な裁判を受ける権利が侵害されている（憲法31条、憲法32条、自由権規約14条1項違反）。

（２）刑訴法44条2項

この点に関して、刑訴法では、44条2項が「上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第428条第2項の規定により異議の申立をすることができる決定については、この限りでない。」として、異議申立てが可能な決定には「理由」を付すべきことを明記している。

これは法の一般原則を確認したものであり、民訴法にも同様の趣旨は当然に当てはまる。原決定が「第2 理由」という項目を立てたのは、これと同様の理解によるものと考えられる。

しかし、次項で述べるとおり、決定で示すべき「理由」とは最終的な判断に至る経過であるから、結論を述べたに過ぎない原決定の「理由」は「理由」を明示したものではなく不適法である。

（３）明示されるべき「理由」とは最終的な判断に至る過程

民事訴訟（国家賠償請求訴訟を含む。）及び行政訴訟の判決書の必要記載的事項の一つに「理由」がある（民訴法253条3号、297条、313条、122条、行訴法7条。刑訴法44条1項も同様。）。

ここでいう「理由」とは、「裁判はその当事者の主張が主張どおりであるかどうかを個々に判断し、それを総合して最終的な請求の当否の判断に至るものであるから、判決書の「理由」は、そのような最終的な判断に至る経過を明らかにするものでなければならない」（コンメンタール民事訴訟法Ⅴ、191頁）。

これを原決定に即していうと、原審の決定は、当事者の主張する忌避事由を検

討したうえで、それが民訴法24条1項の忌避理由に当たるか当たらないかの判断に至るものであるから、判決書の「理由」は、民訴法24条1項の忌避理由に当たるか当たらないかの判断に至る過程を明らかにするものでなければならない。

これは立憲民主主義制度を採用する我が国の司法制度に通底する基本原理であり、たとえば最高裁が、裁量処分である行政処分の理由付記の根拠を、「処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する」（最判昭和38年5月31日民集17巻4号617頁）と説明し、「不服の事由に対応してその結論に至った過程を明らかにすべきである」（最判昭和37年12月26日民集16巻12号2557頁）と述べたことに表れている。「さもないと、裁判所の判断の慎重・合理性を担保することができず、恣意に流れ、裁判所は専制君主になり、とても法治国家の裁判とは言えないからである。」（阿部泰隆「最高裁上告不受理事件の諸相2」4～5頁）。

さらに言えば、「国民には裁判を受ける権利がある。それも、質の悪い裁判ではなく、良質の裁判を受ける権利を持っていると考えなければならない。法の支配の当然の帰結である。」（濱秀和「最高裁上告不受理事件の諸相1」17頁）。

このように、「理由」を記載することが裁判所に義務づけられているのは、「理由」は裁判が恣意に流されず慎重かつ合理的になされたのかどうかを判断するための材料となるものであり、その明示が適正手続保障（憲法31条）及び公正な裁判を受ける権利の保障（憲法32条）にとって不可欠だからである。

最終的な判断に至る経過が明らかでなければ、敗訴当事者は納得し難く司法に対する不信を抱え込む。研究者が判例批評することもできないから、裁判所は誤った判断をしても批判を全く免れることになり、安易な判断ミスを生む基にもなる（武藤春光「最高裁の持ち廻り合議と例文判決について」自由と正義48巻1号、90頁参照）。

「理由」すなわち最終的な判断に至る経過の明記は、裁判の適正と司法に対する信頼を確保していくうえで不可欠であり、それゆえに判決書の必要的記載事項

とされるのである。

(4) 本件の特殊性

そもそも本件は、最高裁第一小法廷が、令和5年（行ツ）18号事件の令和5年9月28日付の全員一致の調書決定において、訴訟物判断の不可欠の前提である国籍法11条1項の憲法適合性（東京地裁2021年1月21日判決、東京高裁2023年2月21日判決の判決文を参照。地裁も高裁も判決に不可欠であるとして憲法適合性を判断している。）について判断を回避し、「理由」すなわち最終的な判断に至る経過を明記しなかったことに端を発した再審の訴えである。

これまでに国籍法11条1項を合憲とした最高裁大法廷判決はなく、裁判所法10条1号に従えば小法廷限りで判断することは許されない。ところが、最高裁第一小法廷は、裁判所法違反の棄却決定をした（民訴法338条1項1号該当）。しかも、最終的な判断に至るうえで不可欠な国籍法11条1項の憲法適合性についての判断もしない例文決定による上告棄却であり、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があった」（民訴法338条1項9号該当）。これらを指摘して申立人らが再審を提起したところ、またも第一小法廷が「理由」を示すことなく棄却をした。これに対する再審の訴えも第一小法廷が「理由」を示すことなく棄却をし、今回の再審提起に至ったが、第一小法廷は同種事件においても本年5月、例文決定による上告棄却、上告不受理をした（令和7年（行ツ）第49号、令和7年（行ヒ）第56号）。

このような最高裁の現状は、国民の目には、「最高裁は自分たちの望む結論を論理的かつ合法的に導けない事件では、法律に違反してでも、「理由」を示すことなく訴えや申立てを問答無用で切り捨てるのだ」と映り、司法への信頼が根底から失われてしまう。

司法が国民の信頼を取り戻すには、本件を端緒として最高裁が過去の過ちを直視し改める姿勢を示しつつけることが不可欠である。

(5) 小括：破棄差し戻しをして第2小法廷に「理由」を示させるべき

以上のとおり、原決定には「理由」すなわち最終的な判断に至る経過の明記がなく、申立人らには十分な反論を行うための機会が与えられておらず、適正手続保障が欠けており、申立人らの公正な裁判を受ける権利の保障がない（憲法31条、憲法32条、自由権規約14条1項違反）。

そこで、申立ての趣旨第1項のとおり、主位的申立てとして、原決定を破棄して原審裁判所に差し戻す、との裁判を求める。

2 実質面について

本件で裁判官岡正晶、裁判官安浪亮介、裁判官堺徹及び裁判官宮川美津子（以下「本件裁判官ら」という。）に忌避理由があることは、原審にかかる忌避申立書で述べたとおりである。本抗告審ではそれらに加えて、司法の中立・公正らしさを高らかに謳った寺西判事補懲戒処分事件での最高裁大法廷による判示を引用して、以下のとおり主張する。

寺西判事補懲戒処分事件で最高裁大法廷（1998年（平成10年）12月1日最高裁判所大法廷決定、最高裁判所民事判例集52巻9号1761頁）は、次のとおり判示した。曰く、

「憲法は、近代民主主義国家の採る三権分立主義を採用している。その中で、司法は、法律上の紛争について、紛争当事者から独立した第三者である裁判所が、中立・公正な立場から法を適用し、具体的な法が何であることを宣言して紛争を解決することによって、国民の自由と権利を守り、法秩序を維持することをその任務としている。このような司法権の担い手である裁判官は、中立・公正な立場に立つ者でなければならない、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されるものとされ（憲法76条3項）、また、その独立を保障するため、裁判官には手厚い身分保障がされている（憲法78条ないし80条）のである。裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが

要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。したがって、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ政治的な勢力との間には一線を画さなければならぬ。そのような要請は、司法の使命、本質から当然に導かれるところであり、現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有しているのであるから、特にその要請が強いというべきである。」

同決定は、現行憲法下における司法権は、独立して中立・公正な立場に立って行使されるのみでなく、外見的にも中立・公正であることすなわち「中立・公正らしさ」が要請されるとして、裁判官の集会の自由及び表現の自由（憲法21条）を極めて強く制約することを容認したものである。

司法の「中立・公正らしさ」を裁判官の基本的人権保障よりも優先すべきとする最高裁のこの方針に従うなら、対象事件を担当した本件裁判官らが再審を担当することは司法の「公正らしさ」を著しく害するものとして許されないはずである。ましてや、本件裁判官らを再審に関与させないとしても、同人らの基本的人権が制約されることもない。

そもそも本件は、前記1（4）のとおり、最高裁第一小法廷が、訴訟物判断の不可欠の前提である国籍法11条1項の憲法適合性について全員一致で判断を回避したことから始まった。この事実を寺西判事補懲戒処分事件の最高裁大法廷決定が「現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分

の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有している」ことを重視していることに照らして考えるなら、本件再審の審理では、違憲立法審査権を国民から託された最高裁が「中立・公正らしさ」を示して司法に対する国民の

信頼をつなぎとめることができるか否かという視点が特に重要である。

この視点でも、対象事件の再審（本件の基本事件）において本件裁判官らに対する忌避は理由があるから、申立ての趣旨第2項及び第3項の申立てを行う。

3 憲法に従った法の支配の率先実践を最高裁に求める

原告らは、憲法に基づく裁判所の判断、法の支配の下での公正な裁判を求めているのであって、その手続きの適正を保障する責務が最高裁にはある。

最高裁は、組織内でしか通用しない内向きの論理ではなく、憲法に従った法の支配を率先して実践し、示すべきである。

以 上

附属書類

即時抗告申立書（副本）	1 通
除斥申立書（裁判官）	1 通
忌避申立書（裁判官）	1 通
忌避申立書（調査官）	1 通

以上